

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 8 回 理 事 会
議 事 次 第

日時:2024 年3月 15 日(金) 15 時～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室8

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

・第1号議案 公益財団法人への移行に向けた評議員会への提案について

3 閉 会

公益財団法人への移行について、令和6年2月26日に開催された公益認定等審議会において、公益認定に関し適合の答申がなされた。令和6年4月1日からの公益財団法人への移行に向け、下記の件について、当財団定款第20条の規定に基づき評議員会に提案し、当財団の評議員全員の同意を求める。

記

(決議事項) 議案 : 公益財団法人への移行に向けた定款の変更及び各種規程類の改正について

番号	改正等を要する規程類名	主な改正等の内容
1	定款	法人名称の変更、会計監査人設置に伴う決算書類等の取扱いの変更
2	役員等懲罰規程	法人名称の変更、定款変更に伴う所要の文言整理等
3	役員等懲罰指針	法人名称の変更
4	評議員会運営規程	法人名称の変更、定款変更に伴う所要の文言整理等
5	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	法人名称の変更、定款変更に伴う所要の文言整理等
6	役員等旅費規程	法人名称の変更

【参考】

(決議の省略)

○定款 第20条

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の決議事項)

○評議員会運営規程 第7条

評議員会は、次の事項を決議する。

七 定款の変更

○定款 第15条

2 (前略) 評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。